

## 豊田市建設工事営業所実態調査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する事業者（以下「有資格事業者」という。）について、市内に有する営業所の実態を調査することにより、適正な入札参加機会の確保を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (市内に所在する契約営業所の要件)

第2条 市内に所在する契約営業所（建設工事に係る豊田市入札参加資格者名簿に登録されている契約営業所をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 有資格事業者が使用の権限を有する営業所であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第40条に規定する標識（以下「標識」という。）を掲げていること。
- (3) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者（以下「営業所技術者」という。）が当該営業所に専任で配置されていること。

### (調査対象)

第3条 調査対象事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内本店事業者（市内に建設業法上の主たる営業所である契約営業所を有する者をいう。）
- (2) 市内支店事業者（市内に建設業法上の主たる営業所以外の営業所である契約営業所を有する者をいう。）

### (調査項目)

第4条 調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 営業所である建物の有無
- (2) 標識の有無
- (3) 営業所技術者の出勤状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (調査方法等)

第5条 市長は、契約営業所の実態を確認する必要があると認めた場合は、調査対象事業者（第3条に規定する調査対象事業者をいう。以下同じ。）について、航空写真等による外観調査、契約営業所に関する市税の申告及び課税の状況の調査その他の書面による調査をすることができる。

2 市長は、前項に掲げるほか、必要があると認めた場合は、調査対象事業者に対し、営業所に係る調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）の提出を求めることができる。

### (立入調査)

第6条 市長は、調査対象事業者から提出された調査票の内容の実態を確認する必要があると認めた場合は、職員に当該契約営業所に立ち入らせて、現場の確認、聞き取り、資料の提出の求め等の必要な調査をさせることができる。

(報告)

第7条 前条の調査をした職員は、実態調査報告書(様式第2号)を作成するものとする。

(改善通知等)

第8条 市長は、第5条又は第6条に基づく調査の結果、契約営業所が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、改善を必要とする事項について、調査対象事業者に対し、実態調査改善通知書(様式第3号。以下「改善通知書」という。)により通知する。

(1) 営業所が豊田市入札参加資格者名簿に登録されている所在地に存在しない場合

(2) 有資格事業者が使用の権限を有する営業所でない場合

(3) 標識を掲げていない場合

(4) 当該営業所に配置される営業所技術者の専任状況が確認できない場合

2 前項の規定により、改善通知を受けた調査対象事業者は、通知を受けた日の翌日から起算して概ね14日以内に実態調査改善報告書兼同意書(様式第4号。以下「改善報告書」という。)により、市長に報告しなければならない。

(再調査)

第9条 市長は、前条第2項の規定により調査対象事業者から改善報告書が提出された場合において、必要があると認めたときは、再度の調査を行うものとする。ただし、改善報告書により改善の状況が確認できた場合は、この限りではない。

2 第6条の規定は、前項の再度の調査について準用する。

(要件を満たしていない調査対象事業者への対応)

第10条 市長は、調査対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該調査対象事業者に対し、豊田市入札参加停止等要綱第3条第1項第3号に該当するものとして入札参加保留の措置を行うものとする。

(1) 前条の再度の調査の結果、契約営業所が第8条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めた場合

(2) 正当な理由なく第6条(前条第2項において準用する場合を含む。)の調査を拒み、又は、虚偽の報告をし、並びに、虚偽の改善報告書を提出した場合

(調査の委託)

第11条 市長は、必要があるときは、第6条(第9条第2項において準用する場合を含む。)の立入調査を第三者に委託することができる。この場合において、第6条及び第7条中「職員」とあるのは「市から実態調査を委託された者」と読み替えるものとする。

(誓約書等)

第12条 市長は、調査対象事業者(調査対象事業者になろうとする者を含む。)に対し、

誓約書及び同意書（様式第5号）の提出を求めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱中第12条の規定は、令和7月12月1日から、その他の規定は、令和8年4月1日から施行する。